

資料 2 1

保 育 所 一 覧

施 設 名	所 在 地	電 話	定 員
市立豊岡保育所	扇町屋1-7-17	2962-4493	150
市立黒須保育所	宮前町8-18	2962-7301	90
市立高倉保育所	高倉5-1-11	2962-6160	90
市立東金子保育所	新久487-2	2962-7881	90
市立金子第一保育所	南峯75	2936-0237	120
市立金子第二保育所	花ノ木142	2936-1655	84
市立藤沢保育所	東藤沢8-12-27	2962-4044	120
市立藤沢第二保育所	下藤沢276-1	2962-3680	120
市立宮寺保育所	宮寺595-1	2934-2058	120
市立二本木保育所	二本木231-1	2934-1701	60
市立西武中央保育所	野田519	2932-2905	90
豊岡保育園	宮前町2-2	2962-3448	120
いるま保育園	東町4-1-24	2962-8253	120
あけぼの保育園	東町1-8-5	2962-2428	120
しらさぎ保育園	春日町2-12-1	2963-1564	90
ゆりかご保育園	宮寺3239-2	2934-2967	120
こどものくに保育園	下藤沢1305-1	2963-0341	60
茶々保育園	小谷田64	2964-5559	120
おおぎ保育園	扇台4-5-19	2963-7707	120
おおぎ第二保育園	豊岡1-8-24	2963-0007	60
あけぼの保育園分園	小谷田653-1	2966-6730	29
わかばの森保育園	上藤沢687-2	2965-3003	20
杏ほいくえん	仏子1113-1	2931-2000	90
木の実保育園	河原町15-11 103	2966-2155	35
むさしっこ保育園	下藤沢494-1	2998-2760	60
合 計			2,298

資料 2 2

学 童 保 育 室 一 覧

施 設 名	所 在 地	電 話	定 員
豊岡学童保育室	向陽台1-1-14	2962-7871	70
藤沢学童保育室	上藤沢384-3	2964-1306	40
西武学童保育室	野田498	2932-2701	70
東金子学童保育室	小谷田1465	2964-0514	70
東町学童保育室	向陽台1-2009-3	2963-8515	55
高倉学童保育室	高倉4-6-17	2963-1806	70
黒須学童保育室	春日町2-14-59	2964-9925	70
扇学童保育室	久保稲荷5-7-14	2964-7899	70
金子学童保育室	西三ツ木150	2936-3271	50
狭山学童保育室	二本木71-1	2934-4986	70
藤沢南学童保育室	上藤沢37-2	2965-3749	40
藤沢東学童保育室	東藤沢7-9-1	2963-4112	70
仏子学童保育室	仏子433-1	2932-8877	70
藤沢北学童保育室	東町7-10-20	2964-3718	70
宮寺学童保育室	宮寺594-1	2934-4118	35
新久学童保育室	新久500	2936-5128	60
合 計			980

No.	所 属	登録番号
1	防災防犯課	所沢59に95-91
2	管財課	所沢44ふ77-32
3	市民生活課	所沢44ふ75-32
4	水道施設課	所沢40み68-77
5	水道施設課	所沢800す20-65
6	水道施設課	所沢40む79-81
7	水道施設課	所沢100さ66-86
8	水道施設課	所沢480あ43-90
9	水道工務課	所沢40ぬ86-61
10	水道工務課	所沢480あ43-89
11	水道工務課	所沢480あ43-88

No.	所 属	登録番号
12	水道経営課	所沢501の45-32
13	水道公務課	所沢40ま67-08
14	水道工務課	所沢480う40-78
15	水道施設課	所沢40の29-33
16	水道工務課	所沢44ふ77-34

被害報告判定基準

区 分	基 準
人 的 被 害	1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することはできないが、死亡したことが確実なもの。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で完治できる見込みのものとする。
住 家 被 害	1 「住家」とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 「棟」とは、一つの独立した建物とする。 3 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位とする。 4 「全壊（全焼、流失）」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家部分が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここで言う「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。）の経済的被害を住家全体に締まる損害割合で表し、その住家の損害割合50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊（半焼）」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部損壊・破損」とは、全壊（全焼・流失）、半壊（半焼）にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木の堆積により一時的に住居することができない状態となったもの。 8 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
非 住 家 被 害	1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住宅とする。 2 「公共建物」とは、市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 「非住家被害」とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。

区 分	基 準
田 畑 被 害	<p>1 「流出・埋没」とは、田畑の耕土が流失し、又は、砂利等のたい積のため耕作が不能になったもの。</p> <p>2 「冠水」とは、稲等の先端が水に見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作地に被害を受けたもの。</p>
道 路 被 害	<p>1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となるような被害とする。</p> <p>2 道路冠水とは、道路法第2条第1項規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害とする。</p>
被 害 金 額	<p>1 「公共文教施設」とは、公立の文教施設とする。</p> <p>2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業公庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</p> <p>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</p> <p>4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設をいう。</p> <p>5 「農業被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害をいう。</p> <p>6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害をいう。</p> <p>7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害をいう。</p> <p>8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害をいう。</p> <p>9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商生産機械器具等とする。</p>
災 害 対 策 本 部 等	<p>1 市町村対策本部欄は、各市町村において本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。</p> <p>2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。</p>
備 考	<p>1 「災害の発生場所」とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。</p> <p>2 「災害の発生日時」とは、被害を生じた日時又は期間とする。</p> <p>3 「災害の種類、概況」とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。</p> <p>4 「消防機関の活動状況」とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。</p> <p>5 「その他」とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難勧告・指示を行った場合には、その概況とする。</p>

資料 25

土 の う 保 管 状 況 一 覧

平成 21 年 2 月 1 日現在

	保 管 場 所	所 在 地	管 理	数 量	備 蓄 目 標
1	防 災 セ ン タ ー	入間市向陽台1-1-9	防 災 防 犯 課	2 5 0	2 5 0
2	扇町屋資材置場	〃 扇町屋5-17-1	道路管理課・道路整備課	1 5 0	3 0 0
3	消 防 本 部	〃 大字小谷田581	消 防 署	7 5 0	7 0 0
4	藤 沢 分 署	〃 大字下藤沢858-1	藤 沢 分 署	9 5 0	5 0 0
5	5 分 団 1 部 車 庫	〃 大字上藤沢876-1	消防団 5 - 1	5 0	5 0
6	5 分 団 2 部 車 庫	〃 大字下藤沢1097-7	消防団 5 - 2	4 5 0	5 0 0
7	5 分 団 3 部 車 庫	〃 東藤沢3-114-11	消防団 5 - 3	5 0	5 0
8	藤久北西	〃 大字下藤沢631-1	—————	9 0 0	5 0 0
9	日生団地	〃 東藤沢2-3-25	—————	2 0 0	2 0 0
10	西 武 分 署	〃 大字野田2182	西 武 分 署	6 5 0	5 0 0
11	7 分 団 1 部 車 庫	〃 大字仏子755-4	消防団 7 - 1	1 0 0	1 0 0
12	7 分 団 2 部 車 庫	〃 大字野田562-1	消防団 7 - 2	1 0 0	1 0 0
13	7 分 団 3 部 車 庫	〃 大字野田475-9	消防団 7 - 3	1 0 0	1 0 0
14	宮寺清掃センター	〃 宮寺2656	消 防 署	2 5 0	2 5 0
15	入 間 市 役 所	〃 豊岡1-16-1	防 災 防 犯 課	8 0 0	1, 0 0 0
合 計				5, 7 5 0	5, 1 0 0